

12月3日～12月9日は「障害者週間」です。

障害者週間とは、日本国民に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が、社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

今年は、日本では初となる「東京2025デフリンピック」も開催され、社会に多様性への理解を広め、共生社会の実現を推進する意義深い機会となりました。障がいのある人が、スポーツに限らず様々な場面で輝けるよう、フォローしながら思いやりのある社会を目指しましょう。



デフリンピックとは？

デフ（Deaf＝耳が聞こえない）＋オリンピックのことで、耳が聞こえない・聞こえにくい人のためのオリンピックです。国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年ごとに開催される、デフアスリートを対象とした国際スポーツ大会で、東京2025デフリンピックが100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催となりました。国際手話のほか、スタートランプや旗などを使った視覚による情報保障が特徴です。

◎デフリンピックの出場条件（以下の2つの条件を満たしている方です）

- ①「補聴器」などを外した状態で、聞こえる一番小さな音が55dB（デシベル）を超えている。
- ② 各国の「ろう者スポーツ協会」に登録されている選手で、記録・出場条件を満たしている。

山梨県心身障害者自動車燃料費助成について

山梨県では、以下の方を対象に自動車燃料費の一部の助成を行います。令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、対象車両にて購入した燃料が対象となります。

※減免の対象となる車が、山梨ナンバー以外は助成対象外です。

◇助成対象者 ※リース自動車も助成対象となっています。

県内に居住し、令和7年度分の自動車税又は軽自動車税（二輪車除く）の減免を受けている車両の所有者、又は令和7年度中途において減免の条件に該当し、令和7年度から軽自動車税の減免を受けることができる車両の所有者若しくは、リースで山梨ナンバーの自動車を利用している方で、身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方、療育手帳Aの方、戦傷病者手帳特別項症、第1項症又は第2項症のいずれかに該当する心身障害者又は、当該心身障害者と生計を同一にしている方が対象となります。

◇受付期間、受付場所

●受付期間：令和7年12月15日(月)～令和8年2月6日(金)

●受付場所：山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課

※南部町役場等での集団での受付は行いません。

直接、峡南保健福祉事務所に持参、または郵送をお願いいたします。

●提出の場合：受付時間は、9：00～17：00（12：00～13：00は除く）※来庁時間の事前予約を必ずお願いいたします。

●郵送の場合：令和8年2月6日(金)の消印有効です。

※請求に必要な書類は、峡南保健福祉事務所、南部町役場福祉保健課の窓口にあります。また、峡南保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることも可能です。

※請求には、領収書（請求者の氏名・販売店の印があるもの）又は支払証明書が必要です。

◇受付及び請求書送付先

〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢771-2 南巨摩合同庁舎 1階
山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課 福祉担当

◇お問合せ、事前予約先

TEL 0556-22-8145 FAX 0556-22-8147
mail kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp